

由布市告示第76号

平成20年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成20年8月12日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年8月19日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	浏览けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

○応招しなかった議員

なし

平成20年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成20年8月19日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年8月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第6 認定第1号 平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第7 議案第60号 由布市みらいふるさと基金条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第62号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第63号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第64号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第12 議案第65号 大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第66号 大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第67号 別府市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第68号 杵築市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第69号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第70号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議案第71号 中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約

の変更に関する協議について

- 日程第19 議案第72号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第73号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第74号 平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第75号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第76号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第6 認定第1号 平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第7 議案第60号 由布市みらいふるさと基金条例の制定について
- 日程第8 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第62号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第63号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第64号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第12 議案第65号 大分県交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第66号 大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第67号 別府市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第68号 杵築市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第69号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について

- 日程第17 議案第70号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第18 議案第71号 中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第19 議案第72号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第73号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第74号 平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第22 議案第75号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第23 議案第76号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

出席議員(24名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 久保 博義君
19番 小野二三人君	20番 吉村 幸治君
21番 工藤 安雄君	22番 生野 征平君
23番 山村 博司君	24番 後藤 憲次君
25番 丹生 文雄君	26番 三重野精二君

欠席議員(1名)

11番 二宮 英俊君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君 書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	教育長	清永 直孝君
総務部長	大久保眞一君	総務課長	工藤 浩二君
総合政策課長	島津 義信君	財政課長	長谷川澄男君
会計管理者	米野 啓治君	産業建設部長	荻 孝良君
水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	立川 照夫君
健康増進課長	秋吉 敏雄君	保険課長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	吉野 宗男君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	川野 雄二君	湯布院振興局長	太田 光一君
教育次長	高田 英二君	消防長職務代理者	浦田 政秀君
代表監査委員	佐藤 健治君		

午前10時00分開会

○議長（三重野精二君） おはようございます。本日ここに平成20年第3回由布市議会定例会の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かと御多忙のところ出席を賜りありがとうございます。開会に当たりごあいさつ申し上げます。

北京オリンピックの各競技が真っ只中の中、さまざまな入賞者がテレビで報道されていますが、メダル受賞者のインタビューの中で各選手が口にする言葉は、個人の技術や努力よりも家族や職場、さらに本人を支えていただいている方々の感謝の気持ちを口にしております。多くの仲間の支えやともに生きる社会の大切さを我々は改めて国民として大切にしなければいけないことを学んでいるのではないのでしょうか。

そういった意味で、9月11日から始まるチャレンジ！おおいた国体の由布市の受け入れも「もてなしの心」を大切にしたいものです。

さて、暗い出来事が相次いだ由布市に明るいニュースがございます。

さきの第32回全国高校総合文化祭の郷土芸能部門で、由布高校が日本一の快挙を達成することができました。1市1高校を提案し、由布高校の存続活動を続けている由布市において、今回の由布高校の快挙は市民に感動と勇気を与えていただきました。

さて、大分国体の受け入れの関係で、第3回定例会の会期が本日からの開会といたしました。さきの第3回臨時議会などにおきましても、不在となっていました教育長と監査委員が就任し、改めて市民の信頼回復と健全な市政執行に執行部と議会と3万7,000の市民が一体となって

頑張ろうではありませんか。

そうした中で、今回の定例会は報告・認定・条例制定などの議案が提案されていますが、執行部の皆さんには、真摯で親切丁寧で堂々とその議案と質問に対しての答弁や意見をよろしく願いたいと思います。

特に、議会答弁の重みを改めて認識していただき、執行部内での十分な議論・意見の調整に万全を期すよう要望しておきます。

なお、本定例会の本会議以外は地球温暖化対策の一環でクールビズ対応にて審議を行いたいと思いますので、よろしく願いたいしまして、開会に当たり私のあいさつといたします。

それでは、開会に先立ち本定例会の招集者であります市長のあいさつを受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成20年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど議長もお話しいたしましたが、このたび全国高校の芸能文化大会において、由布高校の神楽部が文部科学大臣表彰という最高の栄誉を受けました。甲子園で言えば全国制覇ではございますが、そういうすばらしい快挙をなし遂げたことを皆さんとともに喜びたいと思っております。

さて、記録的な暑さでありましたことしの夏も、立秋以降は朝夕随分過ごしやすくなってまいりました。しかしながら、日中はまだまだ残暑が厳しい毎日でございます。

例年でありまして、第3回定例会は9月開催でございますが、本年につきましては、大分国体の年であり、我が市においても5競技が開催され、ゴルフ少年男子の競技は9月11日から開催されることなどから、本定例会につきましては、ことしに限り8月の開催をお願いいたしましたところ、議員各位の御理解をいただき感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日は平成20年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに御多忙の中、議員皆さん御出席をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

本議会におきましては、平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についての報告案件1件、平成19年度水道事業会計収支決算書の認定についての認定案件1件、由布市みらいふるさと基金条例の制定を初めとして、議案17件と数多くの議案を提出いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重なる御審議の上、御同意、または御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は24人です。二宮英俊議員から検査入院のため欠席届が出ております。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第3回由布市議会定例会を開会します。

執行部より、市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、田中真理子君、17番、利光直人君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から8月29日までの11日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から8月29日までの11日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長より報告をいたします。

6月25日、庄内庁舎にて由布高等学校振興協議会が開催され、出席いたしました。

6月29日、公務中不慮の事故に見舞われ急逝された故秋吉副市長の秋吉家・由布市の合同葬がとり行われ、謹んで哀悼の意を述べさせていただきました。

6月30日、はさま未来館にて、平成20年度いのちの循環を大切にする市民会議総会が開催され、出席いたしました。

7月1日、挾間庁舎にて、全員協議会を開催しました。

7月5日、挾間庁舎にて、議会運営委員会が開催され、副議長とともに同席いたしました。引き続き、全員協議会を開催いたしました。

7月7日、由布市議会議事堂にて、平成20年第1回由布市議会臨時会が招集されました。同日、庄内町にて平成19年度県道別府庄内線東山庄内線改良促進協議会総会が開催され、出席いたしました。

7月9日、企業誘致に関する要望のため、市長とともに大分県大阪事務所を訪問いたしました。

7月22日、湯布院町にて、畑地区災害復旧事業竣工式が挙行され、出席いたしました。

7月23日、庄内庁舎にて、平成20年度第1回由布市交通安全対策協議会が開催され、出席

いたしました。

7月28日、庄内公民館にて、第58回社会を明るくする運動第3回由布市大会が開催され、出席をいたしました。同日、挾間庁舎にて、議会運営委員会が開催され、副議長とともに出席をいたしました。引き続き、全員協議会を開催いたしました。

7月29日、庄内庁舎にて、平成20年度第3回由布市連携型中高一貫教育導入推進会議が開催され、出席いたしました。

7月30日、由布市議会議事堂にて、平成20年度第2回由布市議会臨時会が招集されました。同日、クアージュゆふいんにて、平成20年度由布市地域保健委員会が開催され、出席をいたしました。

8月4日、別府市にて、平成20年度別府挾間間道路改良促進期成会通常総会が開催され、出席をいたしました。

8月5日、庄内町にて、平成20年度庄内町観光協会総会が開催され、出席をいたしました。

8月7日、挾間庁舎にて、議会運営委員会が開催され、副議長とともに同席をいたしました。引き続き、全員協議会を開催いたしました。

8月8日、由布市議会議事堂にて、平成20年第3回由布市議会臨時会が招集されました。同日、庄内庁舎にて、給食センター建設策定委員会が開催され、出席をいたしました。

8月9日、庄内庁舎にてチャレンジ！おおいた国体記念モニュメント除幕式が挙行され、出席をいたしました。引き続き、庄内町多目的グラウンドにて、チャレンジ！おおいた国体由布市炬火・採火式が挙行され、出席をいたしました。

8月12日、挾間庁舎にて、議会運営委員会が開催され、副議長とともに同席をいたしました。

8月18日、庄内庁舎にて、平成20年度第4回由布市連携型中高一貫教育導入推進会議が開催され、出席をいたしました。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、本年第1回臨時会以降の諸般の報告をさせていただきます。

まず、7月7日に平成20年由布市議会第1回臨時会を招集し、一連の不祥事に関し、監督責任として市長の給料の減額を行う議案について可決をいただいたところでございます。

8日には、保育所の民営化に伴いますところの、保育所民営化ガイドライン策定委員の皆さんへ委嘱状の交付を行い、スムーズな移行に向けてのガイドラインの策定をお願いしたところでございます。

9日には、三重野市議会議長にも同行いただきまして、関西における優良企業誘致に向けて、大分県大阪事務所へ参りました。関西地域におけるさまざまな企業情報をいただいたところでございます。

1 1日には、大分県過疎地域自立促進協議会及び全国山村振興連盟大分県支部並びに発電関係市町村大分県支部の総会が大分市で開催され、出席をいたしました。

1 3日の日曜日には、国体開催に向けて全国から訪れる皆さんを花いっぱいでお迎えすべく、コスモスの花の種まきが国体市民運動の一環として市内全域で実施され、私も参加をいたしました。

1 4日には、庄内地域自治委員会の研修会があり、これからの由布市のまちづくりについて講演を行ったところでございます。

1 5日には、由布高校から全国大会等に出場する放送部・ライフル射撃部・郷土芸能神楽部の生徒が神足校長・顧問の先生ともども訪れ、出場の報告がございました。私からは、学校の存続がかかった大事な時期であり、日ごろの練習の成果をいかに発揮されるよう激励をしたところであります。

1 7日から1 8日にかけては、由布大分環境衛生組合の視察研修に同行し、大牟田市におけるエコタウンの状況など、環境に配慮した取り組みを研修いたしました。

2 2日には、由布市で開催されますライフル射撃競技と柔剣道競技に対する競技運営について、陸上自衛隊湯布院駐屯地司令と覚書の調印を行い、国体本番に向けての協力をお願いしたところでございます。

2 3日には、県におきまして市町村長を対象とした危機管理研修会が開催され、クレーム対応等について研修を受けたところであります。また、同日夜には、挟間保育所の保護者の皆さんと民営化についての話し合いを行ったところでございます。

2 4日には、湯布院地域の自治委員会が開催され、出席をいたしました。

2 5日には、大分南地区少年補導員の総会が開催され、防犯パトロール活動を実施している由布市職員青年部が表彰を受けたところでございます。

2 7日には、大分県消防操法大会が県消防学校で開催され、由布市はポンプ車の部に出場し、5位入賞という成果を上げました。

2 8日には、社会を明るくする運動由布市大会が庄内公民館で開催され、出席をいたしました。

3 0日には、平成2 0年第2回由布市議会臨時会を招集し、教育委員会委員の罷免について御同意をいただいたところでございます。

8月に入りまして、1日には、挟間地域の自治委員会が開催され、出席をいたしました。

3日には、挟間・庄内・湯布院地域において、消防団の夏期訓練が実施され、うだるような暑さの中、団員のきびきびとした訓練内容に感動したところでございます。

6日には、北京オリンピック、パラリンピックに出場する庄内町出身の中西麻耶さんが出場あいさつに来庁されました。世界でも有数のスプリンターであり、その活躍が大いに期待されてお

りますし、由布市のためにもぜひメダルをとっていただきたいと願っているところでございます。

8日には、平成20年第3回臨時会を招集し、欠員となっております教育委員会委員に清永直孝氏を、監査委員に佐藤健治氏を任命することに御同意をいただいたところでございます。

9日には、チャレンジ！おおいた国体の炬火の採火式が庄内総合運動公園で関係者大勢の御出席のもとに実施され、炬火名は「人の和でさらに煌めく由布市の火」と決定をいたしました。今後は、国体開催までの期間、市内各地でこの炬火を利用して国体開催機運の盛り上げを図ってまいりたいと考えております。

また同日、大分国体由布市開催を記念して、後世に語り継ぐため、石づくりの由布市国体開催記念モニュメントを寄贈いただき、庄内庁舎に建立され、その除幕式も行われたところでございます。

18日には、由布高校郷土芸能部が群馬県で開かれた第32回全国高校文化祭で最高賞の文部科学大臣賞を受け、日本一の快挙を達成した報告と30日から31日にかけて国立劇場での出演の報告に訪れました。由布高校の存続に向けて、市民が一丸となって取り組んでいる中での快挙であり、その存在感を強烈にアピールすることができたものと考えております。

次に、教育委員会関係について御報告いたします。

まず、由布高校存続に向けての取り組みでございますが、6月23日、教育委員会に中高一貫推進課を設置いたしました。以降、連携型中高一貫教育の周知や導入に向けた環境整備の充実、また、保護者等に対する説明会の実施や由布高校の将来構想のパンフレットの全戸配布、横断幕や懸垂幕を設置するなど、存続に向けての理解と啓発に努めているところでございます。

市内PTAにおきましても、3地域でそれぞれブロック別緊急集会を開催するなど、存続の機運を高める取り組みを行っております。

いずれにいたしましても、残された時間はわずかであることから、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、給食センター建設事業の進捗状況について御報告をいたします。

4月末に、公募型プロポーザルによりまして設計業者が決定いたしました。早速、建設策定委員会の調査報告書をもとに基本計画に取りかかり、調理員、栄養士、食育アドバイザー等で構成される作業部会で協議を重ねる中、随時、建設策定委員会を開催し、県内で新規稼働中の現場視察や関係官公庁との事前協議を実施し、7月31日の第13回建設策定委員会において基本設計が完成をいたしました。

また、同時進行で建設用地の地質調査及び造成工事も完了しているところでございます。

今後につきましては、環境アセスメント調査を行うとともに、詳細について設計を重ね、建築確認・構造の申請を行い、11月には本体工事の入札及び議会議決を受けて、工事着工をいたし

たいと考えているところでございます。

最後になります、平成19年度の各会計の決算状況について概況を報告させていただきます。

本年は国体が開催されることで会期が前倒しとなり、また、日程も制約されることから、決算に係る認定議案につきましては、通常の9月議会定例会から12月議会定例会へ延期されたところでございます。このようなことから、平成19年度の各会計の決算状況についてその状況を報告させていただきます。

まず、一般会計の決算は、歳入総額が156億6,679万2,141円、歳出総額が150億5,254万6,825円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は6億1,424万5,316円となっており、この金額から翌年度へ繰り越すべき財源8,138万1,560円を差し引いた後の額は、5億3,290万3,756円となっております。

国民健康保険特別会計では、歳入総額が41億8,542万2,279円、歳出総額が39億6,120万6,656円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は2億2,421万5,623円となっております。

老人保健特別会計は、歳入総額が50億1,701万8,940円、歳出総額が49億4,684万8,933円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は7,017万7円となっております。

介護保険特別会計は、歳入総額が29億1,429万3,472円、歳出総額が28億7,273万4,579円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は4,155万8,893円となっております。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額が2億3,872万2,536円、歳出総額が2億3,480万5,415円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は391万7,121円となっております。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額が1,679万8,320円、歳出総額は1,602万8,824円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は76万9,496円となっております。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が1億1,301万5,360円、歳出総額は1億1,242万5,470円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は58万9,890円となっております。

健康温泉館事業特別会計は、歳入総額が1億3,406万4,065円、歳出総額は1億3,184万2,260円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた額は222万1,805円となっており、一般会計及び7つの特別会計とも決算状況につきましては、形式収支、実質収支とも黒字となりました。

いずれにいたしましても、各会計の決算状況の詳細につきましては、12月議会定例会の提案

理由で御報告をさせていただきます。

以上をもちまして、諸般及び平成19年度の決算状況の概況についての御報告を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定により例月出納検査及び同法第199条の規定による随時監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） それでは、例月出納検査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成20年6月及び7月の例月出納検査を実施いたしました。

6月の例月出納検査は26日に行いました。検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する平成20年5月末の現金あり高及び出納状況であります。

検査の結果は、5月末の現金のあり高及び出納関係諸票等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかを検査しました。検査資料の計数は諸帳票の計数と一致していました。今回、公金横領事件が発生いたしました。金銭の取り扱いの改善策と再発防止のために、なお、今まで例月出納でしてきた事項の結果を別紙のとおり記載しております。

7月の例月出納検査は25日に行い、現金実査についてはB&G海洋センターほか2カ所を行いました。適正に処理されておりました。

次に、随時監査の結果を御報告申し上げます。地方自治法第199条第5項の規定により実施いたしました。

内容は、職員の通勤手当、住居手当、扶養手当について、手続及び支給状況について説明を受け、届出書を調査しました。その結果については、報告書に記載しておるとおりでございます。各届出書類に一部不備が見受けられましたので、是正を求めました。

以上であります。報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 例月出納検査及び随時監査の結果報告が終わりました。

次に、各委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。――上着をどうぞ自由にとってください。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会の調査研修の報告を申し上げます。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を次のとおり会議規則第103条の規定により報告いたします。

調査の事件に関しましては、地域教育先進事例、給食センター建設及び運営事例及び厚生労働省後期高齢者医療制度担当者への聞き取り調査研修でございます。

調査研修の期間は、平成20年7月2日から4日まででございます。調査の研修地は、東京都杉並区及び埼玉県毛呂山町及び参議院議員会館でございます。調査研修視察者は、常任委員会全員と随員職員衛藤職員でございます。

続きまして、報告の内容でございます。研修の内容でございます。

視察研修対象地の対応に関しましては、東京都杉並区におきましては教育委員会教育改革担当部長、森仁司氏、同じく教育改革推進課学校支援係、小林淳氏、杉並区立高井戸小学校校長、久保田福美氏、NPOスクール・アドバイス・ネットワーク理事長、生重幸恵氏、埼玉県毛呂山町におきましては、教育委員会学校給食センター所長、小山政司氏及び前所長、吉田由雄氏、厚生労働省保健局総務課高齢者医療企画室室長補佐、田中徹氏の3カ所の対応でございます。

研修の日程につきましては、7月2日、由布市を出発して羽田へ、13時に杉並区役所教育委員会、下高井戸小学校へ移り校長の説明を受けて視察、その後、NPO事務所へ移動して活動内容の詳細報告を受けました。

翌3日、埼玉県入間市毛呂山町へ伺い、給食センターに係る種々のアドバイス及び地産品の有効利用への取り組み等、現所長と前所長のお二方から丁寧な話を伺いました。

次いで4日、参議院議員会館研修室にて、厚生労働省保健局の総務課室長補佐田中氏において、後期高齢者医療制度に対する厚労省の制度的方向性について説明を受け勉強会を開催していただきました。午後は帰途につきました。夕刻、由布市に到着でございます。

視察研修の概要でございますが、まず1カ所目の東京都杉並区教育委員会及びNPOに関してでございます。

昨年、由布市で講演をしていただきました生重幸恵氏は、そのエネルギッシュな活動で学校支援を通じた地域活性化を実践しております。また、教育改革の推進を図る杉並区教育委員会と氏を代表とするNPO活動とが連携した動きの中で大きな教育効果を上げておるところでございます。

杉並区では、区の基本計画・実施計画で「人が育ち、人が生きる杉並」を将来像と掲げ、実現するための重要施策として「地域ぐるみで教育立区」を据えております。杉並区教育ビジョン推進計画、これは17年から19年度にかけてでございますが、教育委員会では、教育の根本的見直しに対する住民の期待と関心にこたえるべく推進計画をもとに民間人校長の任用、学校支援本部の設立、校舎のエコスクール化に取り組み、平成20年から22年においても、さらに教育改革を推進していくことにしております。この計画では教育改革の根本をなすものを「人」ととらえ、学校現場の改革の支援を重視し、「教員の資質向上・力量形成」、「学校経営を支える人的支援」、そして「地域との協働」を目的に据えております。

こういうことを背景にして、NPOが学校と協働して力強い地域づくりが実践され大きな効果

を上げていることとなります。

このNPOは、平成14年法人として設立され、杉並区の小中学校を対象とした学校教育活動・学校外教育活動の支援を通して地域の活性化を目指す法人として出発しました。19年度からは杉並区学校教育コーディネーター及び東京都教育庁教育支援コーディネーターとその活動範囲を拡大しております。

コーディネート計画内容の主なものは、小学校においては国際理解。これは外国人との交流や海外生活体験者から各国の文化伝統の講習を受け、また外国語の授業、民俗舞踊、民俗衣装を着る体験、民俗楽器の体験等を行っております。

福祉授業に関しましては、障がい者との交流、そして点字や手話の講習、ユニバーサルデザインを通じた学習、盲導犬や介護犬との触れ合い。

そして環境授業におきましては、自然との触れ合い、自然保護、省エネ、新エネルギー、ごみ問題、ごみ分別体験、学校に蝶々を呼ぶ。バタフライの蝶々です。蝶々を呼ぶ活動等を行っております。

伝統文化の学習は、それを体験すること。例えば和楽器や茶道、華道、書道、日本舞踊等の体験を通して勉強をしております。

その他、紙飛行機をつくりながら航空力学に関して、あるいはアナウンサーを呼んで、プロのアナウンサーを呼んで発声の指導、練習、戦争体験者を呼んでの体験談、ダンスの指導を受けてダンスを行う、あるいはスポーツの指導を受けるといったことを小学校でコーディネートしております。

中学校におきましては、キャリア教育、第一線で活躍する職業人、あるいは、あこがれの職業人の講話を聞く。また、大人のマナーや礼儀の講習を受ける、職業を体験する。そして夢をかなえた人をお呼びしてそのお話を伺う。また、国際理解では歴史・地理・公民の教科の中で世界の実情を学ぶ。これもできるだけ本場の外国の方を呼んで行くと。福祉授業では、バリアフリー、ユニバーサルデザインを通じてだれにもやさしいものづくりを学ぶ。環境の授業では、世界各国の環境問題やごみ問題をその国の方や専門家から学ぶ。伝統文化におきましては、地域の伝統文化や芸能を地元の方から学び体験する。あるいは、その他で金銭問題などを背景にした金銭に関する教育、消費者の問題、消費者消費問題、あるいはネット詐欺等の学習を行うといったことをコーディネートしておるということでございます。

高井戸小学校におきましては、環状8号線と京王井の頭線に近接しているため、騒音、排ガスだけでなく、高架ホームから直視されるというふうな教育への差しさわりが目立つところでしたが、校舎の建てかえに際して木材の使用や深いバルコニーの設置、屋上プール、屋上緑化を採用してハード面での充実が見られます。これは工費に関しましては、第1期工事で19億円、今後

体育館と運動場を追加して総工費は30億円ということになっております。とりわけ深いバルコニーの設置で高井戸駅の高架ホームから教室の中までが今までの丸見えの状態とは違い、全く見ることがなくなったということで、児童・教師ともストレスを感じるものが少なくなったということでございます。

また、教室内、教室をオープンにして廊下部分を教室と同じ広さのオープンスペースにしております。校内では一切チャイムを鳴らさず授業を行っているが、滞ることはなく、オープンでの授業に際しても隣の教室がうるさいのではないかとという質問にも、そんなことは全く懸念に及ばず、当初の危惧もなくなったと。子どもたちの環境に対する適応力と集中力にはすごいものがあるという校長の言葉でした。

授業には、学校教育コーディネーターの協力でパソコン教師や外国人英語教師、学芸会指導の演劇プロの派遣を得て成果を上げたというお話です。

その中でひときわウッドフロアのラーニングセンター、図書館のオープンスペースのようなどころでございますけれども、読み聞かせの実施を行い、教育効果は顕著であると。子どもたちは必ず静かに聞き入っているということでございます。現在、最低でも学年ごとに週1回の読み聞かせタイムを実施して、地域住民を中心とした協力者は30名を超えているということでございます。

この事例に関しましては、NPOと教育委員会との連携と支援体制が地域教育の実現には不可欠であるということが明白になりましたが、学校現場の受け入れということも重要でございます。学校教育コーディネーターの学校への導入に際しては、校長の姿勢というものがキーポイントになり、校長の器によってコーディネーターと教員間のあつれきが生じることなく協力体制が早期構築され、うまく機能していくことが確認できた視察でありました。

次いで、給食センターの視察に関してでございますが、我が由布市におきましても先ほど市長の報告にございましたように、給食センター建設策定委員会における慎重な審議を経て、庄内町大龍に建設場所が定められ、造成工事が終了した段階でございます。

建設後のセンター運用に際し、将来的に米飯に関する炊飯委託からセンター内炊飯の方向で建設設計計画にそのスペースが設けられたところであります。このほかにも委員会において地産地消に関する事項を初め、検討を必要とする案件が多く出ております。

本常任委員会も由布市給食センターの建設に当たり、その内容の一層の充実を図るため、先進事例として埼玉県毛呂山町給食センターの視察研修に臨みました。由布市との類似点の多い施設だけに、参考にすべきことが多く、貴重な時間を持つことができました。

具体的には、毛呂山町の人口は3万7,000人、給食センターは調理能力1日3,500食、延べ床面積1,740.42平米、調理法式はオール電化と施設の竣工は平成18年でございます。

市の人口規模やセンターの調理能力、延べ床面積に関しては由布市とほぼ同規模であります。調理方式が由布市の電気・ガス併用方式と違うという点だけでございます。

建設費も本体工事が2億4,570万円、うち施設費、機械関係が1億4,595万円、電気関係が8,478万円、外構工事が、これは舗装やフェンスや暗渠でございますが1,963万円、想定外の地下水の出水の防止工事に2,200万円、合計、建設に関しましては5億1,806万円、ほか厨房機器が1億9,197万円、給食用食器類が1,973万円の10年リース、管理用備品が294万円、計2億1,464万円、この建設費と厨房機器、食器類等総計で建設に関しましては、総計が7億3,270万円となっております。

建設に際しての特筆事項でございますが、今食器類でリースというふうに申しましたが、このリースはNECとリース契約を取り結び、食器はNECが購入、それを毛呂山町が10年間で分割返済するものでございます。途中での破損に関しましては、補てんをNECがしてくれるという有利なものでございます。

センター運営の特筆事項といたしましては、学校、小中学校6校ございますが、搬送時間がそれぞれ12から15分ぐらいで運べるという条件のもと、搬送車2台で運転手込みの3カ年業務委託で食事の搬送を行っております。食事を運ぶときのみ職員が1台に1名、搬送車に同乗するパターンをとっております。この業務受託は大宮の業者が行い、広く県内で給食の搬送受託を行っているということでございますが、年間1,181万9,000円の3カ年契約というのは、町にとって財政効果が確実にあるということでございます。

また、地産地消に関しましては、食材をすべて地元の産品で賄うのは理想的ですけれども、そのとおりにはいかないのはどこも同じでございます。しかし、毛呂山町では地元で手に入る物を可能な限り給食に反映するのが行政のあるべき姿と考え、白米に関しては地元農協からすべて購入しております。野菜に関しては、旬の時期のジャガイモ2トン、タマネギ2.7トン、大根1.1トンほかキャベツ、長ネギ等野菜は地元農協から供給可能な量を購入しております。また特産のユズを11月に特別メニューとして子どもたちに提供しているところです。学校給食では食材を大量に調達しなければならないため、どうしても大手の食材納入業者に発注しがちですが、可能な範囲で労を惜しまずに地元へ発注するという姿勢は評価できると思います。

また、アレルギー対応としまして、給食の特別メニューで対応しないということも特徴になっております。保護者の個別対応をお願いして、そのシステムは月ごとの給食メニューを前月に配って保護者に連絡、アレルギーメニューがあれば、その日は保護者が弁当を作成して子どもに持たせるという自己防衛で学校給食に対応してもらっているとのことでございます。

3つ目の厚労省保健局総務課高齢者医療企画室室長補佐の講習でございますけれども、廃止や見直しの論議が繰り返される長寿医療制度、もう既に厚労省では後期高齢者医療制度というのを

括弧づけで長寿医療制度というふうに申しております。

この長寿医療制度について国会や政府、厚労省での議論の動向について説明していただきました。世論の動向から見れば、廃止より見直しが求められている長寿医療制度でございますけれども、現段階における保険料の軽減については、平成21年度から1つは均等割の9割軽減層を新たに設け、加入者全員の年金額80万円以下の世帯に均等割の軽減を新たに創設し、軽減を2割組、5割組、7割組、9割組の4段階とするということ。

2つ目は、所得割については、年金額153万円から210万円の人は段階的措置をとって半額ほどに軽減している。これは広域連合が決定いたしますが、この2点でございます。

こうした政府・与党の保険料軽減策により国保から長寿医療制度に移行して保険料が減少する世帯は、全国で今までの案であるところの69%から75%へと上昇することになります。低所得者層の軽減負担とともに地域間の保険料増減のばらつきが改善されることになったということです。

さらに今後、1つは、保険料軽減措置の収入判定基準を世帯から個人へ移行する。2つには、年金から保険料天引きの免除対象、現行は年金額18万円未満ですが、これを拡大していく。

3つ目は、70歳から40歳の窓口負担を1割に据え置きして継続していくというふうに、見直しの検討に入っていくことになっております。

また、過去2年間国保の滞納がない人には、申請によって講座引き落としが適用できるようになるし、年金額が180万円未満で世帯主に扶養されている人は、申請によって子どもや配偶者による肩代わり納付が可能にもなります。

悪評の高かった保険料滞納者の資格証明書発行は十分な収入があるにもかかわらず保険料を支払わないという悪質なものに限って適用されることになり、これも基準は広域連合が定めるのですが、年寄りの病人は——になります。年寄りの病人は延命措置をしないということを文書で残せば診療報酬を支払うという終末期相談支援料といううば捨て策は7月から凍結、高齢者切り捨て制度というものは将来凍結解除にはならないのではないかという感触をこの医療企画室補佐の言葉から受け取りました。

旧老人保健制度では、これらの高齢化社会の進化進展に対応ができなくなり、抜本的見直しや新制度の創設が国家的緊急課題として提起され、今国会審議を通して制定されたということになります。

しかし、多くの国民に制度内容がわかりづらく、現実的には負担増が目立つこととなりました。国民皆保険制度のもとで安心して医療機関にかかれる我が国は、世界でも類を見ない医療や介護の制度的充実を誇る国であります。だからこそ長寿医療制度の修正と改善を通して磐石の備えをする必要があると感じました。

70歳以上の高齢者1人当たりの医療費は65歳未満の5倍かかっております。その75歳以上は2005年度、現在の1,300万人から2025年には2,200万人にふえ、医療費が33兆円から56兆円にふえる。その半分はまた75歳以上の高齢者医療に充当されると推計されております。

医療に限らず高齢化社会の抱える諸問題は国家的規模で我が国の制度改革を余儀なくさせております。厚生労働省の問題だけではなく、国家100年の計をとる見方で取り組んで、次の代の国民である私たちの子や孫にしっかりした制度を構築して、それを渡していくということが必要であることを感じた研修最終日の議員会館の勉強会でありました。

以上で文教厚生常任委員会の調査研修報告を終えます。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 皆さん、おはようございます。それでは、観光経済常任委員会での閉会中の調査研修結果の報告をいたします。

我々委員会は、去る6月24日から26日までの3日間の日程で、長野県飯山市、同県小布施町、東京都大田区で研修を実施しました。

まず6月24日、飯山市役所を訪問し、市議会事務局長の森勝氏外3人同席のもとで、森事務局長より市の概要と観光と農業について懇切丁寧な説明を受けました。飯山市は県の北部で新潟県との県境に位置し、昭和28年8月1日町村合併で飯山町を中心に7村により形成をされております。

まず、市の概況を申し上げますと、総人口2万4,890人、世帯数8,128世帯、総面積202平方キロ、財政関係を申し上げますと、財政規模、一般会計平成20年度で143億8,000万円、特別会計が12会計で83億3,000万円、それから議会の概況として、議員定数26人、由布市と同じです。議会構成は3常任委員会であります。第1次産業の就業人口が3,538人で、総人口に対して25.6%の田園観光都市と言われています。

飯山市は1年を通して3分の1が雪に覆われていて、日本有数の豪雪地として厳しい自然条件の中であり、この状況を改善するために、昭和30年代にスキー場の開発とスキー民宿に取り組み、市内には4カ所のスキー場が建設されており、年間119万人が来訪しています。

また、観光面だけでなく雇用の場として、農業では菌床栽培やアスパラ栽培、これは日本一であります。——に取り組んでいます。飯山市の観光客は平成5年をピークには186万人に達していましたが、その後スキー客の減少が大きな原因となり、平成13年には2つのスキー場が閉鎖され、現状4つのスキー場が開設されており、スキー客の高齢化、後継者不足による過渡期に達しており、農業を通したグリーンシーズンの経営のあり方が課題となり、観光から交流へと転換し、地域資源を生かしたグリーンツーリズムの交流の拠点施設、体験施設の整備が急務となりました。

市では平成5年3月に第3次総合基本前期計画を策定し、ふるさと農業で観光の推進が上げられ、都市と農村交流を積極的に推進する方向が出され、平成5年度にはグリーンツーリズムモデル事業の指定を受け、平成元年市グリーンツーリズム推進協議会が発足しております。

また、交流事業では、昭和63年からJA北信州みゆきがJA名古屋市と姉妹交流を行っており、他のJAとの交流も盛んに行われております。

観光面では、平成6年から農家民宿での首都圏の小中高校の環境教育の一環として自然体験教室、セカンドスクール、農作業体験等のメニューに沿った修学旅行の受け入れに取り組み、平成18年は59校までになっております。受け入れ体制の整備状況は、宿泊施設のある民宿が280軒、体験民宿74軒で全国一として登録をされております。

グリーンツーリズムの事業として、1、平成6年子どもふれあい広場、2、平成8年交流ターミナル、3、森の家、4、トピアホール体験施設（百姓塾、学び塾）が開催されております。4、北竜湖の館等の施設があります。地域資源を有効に活用し、事業の展開をしております。

なお、今後の課題としては、グリーンツーリズム事業の開始から10年を経過し、体験農園、農園教室、オーナー制度等の体験プログラムも充実してきたが、事業のマンネリ化した状況になり、多種多様なニーズに的確に情報収集をし、常に新鮮な情報提供をしつつ、各種体験等、この地域にしかできないブランド化も今後研究していく必要があるとの説明がありました。

6月25日、長野県上高井郡小布施町役場を訪問、当町では最初に町づくりについてのビデオの放映があり、後、町産業振興グループ推進幹兼リーダー農業委員会事務局長の三輪茂氏より詳細な説明を受けました。

町の概要を申し上げますと、総人口1万1,701人、世帯数3,352世帯、面積19.7平方キロ、農家数961世帯、27.3%、耕地面積713ヘクタール、うち樹園地540ヘクタール、全耕地面積の76%、農業粗生産額29万7,000円、うち果樹販売額23億3,000万円、果樹としてはリンゴ、ナシ、ブドウ、クリ、桃等であります。

商業として、商店数150店、商店数の販売額が113億7,000万円、工業として、事務所数43カ所、財政規模は41億7,000万円、一般会計歳出の中で民生費が21%、土木費が14%、14.7%、公債費が14.7%、それから公債費比率が19%、それから議員定数は14人であります。

それでは、町づくりの概要について申し上げますと、昭和56年第2次町総合計画を策定、昭和61年第2次町総合計画後期基本計画を策定、平成元年に花の町づくりを町の主要施策に指定、装いの花づくり、福祉の花づくり、産業の花づくりと位置づけ、ふるさと創生事業により景観と花の先進地ヨーロッパ研修を実施し、毎年町より20人6年間派遣し、研修経費の2分の1を町が助成しております。

また、1地域に家庭3花壇を対象にコンクールを開始しております。平成4年、花の情報発信事業としてフラワーガーデンおぶせをオープンしております。平成8年、花の苗の生産基地小布施フラワーセンターを設立、平成11年、第6次産業センターオープン、これは町農業を活性化するため、農業は強く優しくおもしろくをテーマとして1次産業農業掛け第2次産業加工掛け第3次産業販売が、これが6次産業でございます。平成13年、第4次町総合計画前期策定、これは心響く21世紀、夢に力に輝く未来を将来像として策定をしております。平成14年度、ガーデニング大学校開校、平成15年、全国ガーデニングサミットイン小布施を開催しております。平成17年、東京理科大学小布施町づくり研究所を開所、平成18年、第4次総合計画後期基本計画の策定、なお、平成20年度の重要施策として、1、小布施ブランドの戦略、2、カントリーウオークの推進、3、景観と調和した工場の集団化、4、市街地活性化に向けて拠点、道、空間づくりへ産学官民の研究等が上げられます。

以上、述べましたように、花づくりを中心として農業の振興を図りながら、町づくりに取り組んでいることがこの町の大きな特徴と言えます。

6月26日、東京都大田区中央卸売市場を視察しました。特に当市場での大分県の農産物流通状況について、大分県東京事務所の中野氏に内容と現地を案内していただきました。

それでは、当市場での大分県の野菜、果実、花卉について概況を説明申し上げます。

平成19年度の実績でございますが、野菜関係については、出荷量が872トン、販売額712億円、出荷品目として小ネギ、カボス、ミニトマト、ギンナン、オオバ、果実としては、出荷量1,355トン、販売額72億8,000万円、出荷品目、ハウスミカン、ナシ、キウイ、ポンカン、アマナツ、花卉としては、出荷量1万421トン、販売額6億8,700万円、出荷品目、スイートピー、菊、バラ、トルコキキョウ、スターチス等であります。

なお、市場での大分県農産物の販売額は、当市場の4%と微々たるものでありますが、今後は主要品目を中心に県、JA、市町村の一層の連携と指導を強化していただき、振興を図ることが重要であると考えられます。

また、視察を通じて感じたことは、県事務所の方は懇切丁寧に説明、案内をしていただき、十分対応をしていただきましたが、全農職員の接客の悪さには強い憤りを感じました。

最後になりましたが、研修全体を通しての感想を申し上げますと、飯山市小布施町の職員の接客態度のよさと明るさ、積極性には議員全員強く感激をいたしました。今後は財政の厳しい中、新しいアイデアと創意工夫により、より積極的に研さんと努力を重ねてまちづくりに取り組んでいくことが重要であると考えられます。

以上、少し長くなりましたが、我々観光経済常任委員会での閉会中の視察研修の結果の報告をいたします。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、議会広報編集特別委員長、藤柴厚才君。

○議会広報編集特別委員長（藤柴 厚才君） 皆さん、おはようございます。今、手短にという言葉がありましたので、拡大させて報告をいたします。

広報編集特別委員会は、閉会中に本会議中継システムの導入及び市議会議会報の編集についての調査研究を行いましたので、会議規則第103条の規定によりまして報告をいたします。

当委員会は、去る7月31日、福岡県香春町、翌日8月1日に佐賀県嬉野市へ副委員長の利光議員、そして小林議員、佐藤郁夫議員、佐藤友信議員、田中議員、久保議員、吉村議員、そして私藤柴と事務局の吉野主任、計9名で視察研修を行いました。

まず、7月31日、福岡県香春町で本会議中継システムについての研修を行いました。対応していただいたのは、町長さん、副議長さん、広報議員の皆さん、そして事務局の皆さんです。我々の質問に対して詳細にわたり親切丁寧に説明をしていただきました。

その概要を御報告申し上げます。

香春町は福岡県の東部に位置し、面積44.56平方キロメートル、人口約1万2,900人、自然豊かな景観を誇る町であります。ちなみに議員数は17名でございました。

研修目的であります本会議中継システムの導入のいきさつについてですが、議場が3階にあり、平成10年に庁舎の改修が行われるに当たり、エレベーターを設置するか否かが大きな問題となり、エレベーターを設置した場合、多額の費用がかかるだけでなく、庁舎の配置上の問題からエレベーターを使った傍聴者が傍聴席に行くのに議場の中の通路を通らなくてはならないという不都合な問題が起きたそうであります。

そこで、エレベーターを設置しないかわりに、本会議中継システムを導入し、町民が1階の庁舎ロビーで本会議の様子が見られるようにすることにしたということでございます。このようないきさつがあったとはいえ、平成10年に議会の中継システムを導入している町議会は非常に珍しく、先進的な取り組みであったと言えます。

次にシステムですが、香春町町議会の中継システムの特徴といたしまして、インターネットによる配信中継ではなく、イントラネットによる配信をしているという点であります。香春町は平成14年度から国の支援事業である地域イントラネット基盤整備施設事業の費用を使って、庁舎や町内各小中学校、集会所などの公の施設や家庭のインターネットなどをつなぐために、町内全

域にイントラネットを敷いておりました。このイントラネットを利用して議会の中継映像を1階のロビーに配信しているという仕組みであります。

また、本会議中継システムを導入するにかかった費用は幾らかとの我々の質問に対しては、イントラネットシステムを導入したのは議会だけのためではなく、公共施設同士のネット配信もあり、純粋な議会中継のための費用というのは割り出せないということでございました。ちなみに全体の中継システムの年間維持費は約600万円かかるそうであります。

議会中継の効果については、本会議の中継を庁舎の1階ロビーで流していることについては、大変好評を得ているということであります。議場にまで階段で上がってこれない傍聴者に大変喜ばれているだけでなく、議会を見に来たつもりではないが、町民がたまたま庁舎を訪れたときに1階ロビーで議会中継が流れているという皆さんが見て行かれ、議会に対する関心が高まっているという効果もあるということでありました。

また、この本会議中継は2階の庁舎の会議室も放映しており、係長以上の職員はこの会議室に詰めて会議中継を見ることができるようになっており、この職員の中継傍聴についての内規は庁舎で総務の方で決めているそうであります。これによって自分の担当する部署に関係した議案などが議会でどのように論議されているのか、担当職員が即座に知ることができるため大変有益であり、議会で論議された結果やそれに対する町長答弁などについて担当課がその後の対応策を講じるためにも議会中継を職員が見ておくというのは大変重要であると思います。

感想としては、議会中継の効果は非常に高いことがよくわかりました。町民や傍聴者の議会への関心を高めたり、議会の情報を広く伝えるという点だけではなく、職員が議会中継を見ることによって議会の論議、流れた内容について正確に把握でき、その後の町政運営に反映されているという点であります。

また、さまざまな技術は進んでおりまして、決して高価なシステムを導入しなくてもいろんな中継方法があるということを知りました。今後、開かれた議会を目指す由布市議会としても、この議会中継システムの導入については、ぜひ前向きに検討する必要があると思われまます。

次に、8月1日に佐賀県嬉野市の市議会報の広報編集についての研修報告ですが、対応してくださったのは市長さん、議長さん、広報議員の皆さん、事務局の皆さんです。

我々の質問に対して香春町同様、親切に説明をしていただきました。その概要を御報告申し上げます。

嬉野市は佐賀県の南西部に位置し、面積126.51平方キロメートル、人口約2万9,400人、平野部の温泉地です。ちなみに議員数は21名でございました。

嬉野市議会の議会報は、平成17年度全国コンクールに入選されるとともに、合併前の旧嬉野町議会時代から全国議会広報のコンクールで何度も優秀賞に選ばれ、多くの議会広報視察が訪れ

ているそうでございます。

嬉野市議会報は年4回発行され、印刷部数は1万部、編集体制は6名の議員で行っており、印刷費はオールカラーで約168万円となっております。ちなみにうちの議会報の予算は90万円であります。

嬉野市議会報の一番の特色は、とにかく見出しやタイトルのインパクトが非常に強く、編集の方法としては、まずは見出しで読み手を引きつけるというポイントです。紙面の半分を見出しやタイトルで攻めているページが多く、イメージとしては週刊誌のようなつくり方をしておりました。そして、なるべく文字を少なく余白をたくさんとること。それから、写真を多く使って、ぱっと見たときに見やすく、読みやすい雰囲気을大事にしているとの話でありました。情報は載せればよいというものではなく、市民に知らせたいということを選び抜いて記載するということが徹底されているそうです。

由布市議会報では、現在議会に提案されたすべての議案名とその解説文書載せてページが文字いっぱいになってしまっていますが、嬉野市議会では、議案名は市民に特にお知らせをしたいというところだけを掲載をいたしておりました。

また、嬉野市議会報が特に評価されているという点につきましては、主な議案について採決結果、議員の採決結果表を記載しているということでもあります。賛成か、あるいは反対したのか、表にして毎回記載しているということです。これについては非常に画期的であるということで、全国の議会の方からも大変高い評価を受けていることだけではなく、市民からも大好評だそうあります。

議員さんたち自身は、みずからの賛否を名前入りで記載されるということに対して抵抗感はないのかという我々の質問に対して、抵抗感はない、昔から掲載していたことであるし、議員の賛否を明らかにすることは当然のことだという意識があるとのことでありました。

また、ある議員は、抵抗感というよりも、むしろその賛否を載せてくれることによって、市民からの「あの議案については賛成したのか、反対したのか」という質問を受けることがあり、そのときに自分の考え方など市民の方に説明できるよいチャンスである。大変よいと思うとの話でありました。

感想といたしまして、当委員会といたしましても、これらを参考にし、議会の動きが市民にわかりやすくタイムリーに広報の発行ができるように、さらに研さんしていく必要があると痛感をいたしました。

以上で広報編集特別委員会の研修視察報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で各委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（野上 安一君） お手元の請願文書表を見ていただければと思います。

受理番号8、受理年月日につきましては、平成20年7月25日、件名につきまして、里道（旧県道日出生台乙丸線）の舗装及び排水整備についてでございます。請願の詳細な内容につきましては、後ろのほうの添付資料を見ていただければと思います。請願者の住所は、由布市湯布院町川上〇〇〇〇番地〇、乙丸3地区の自治委員河野昌弘氏外2名でございます。紹介議員は溝口泰章議員、高橋義孝議員、以上でございます。

○議長（三重野精二君） 朗読が終わりました。請願受理番号8の1件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第6号

日程第6. 認定第1号

日程第7. 議案第60号

日程第8. 議案第61号

日程第9. 議案第62号

日程第10. 議案第63号

日程第11. 議案第64号

日程第12. 議案第65号

日程第13. 議案第66号

日程第14. 議案第67号

日程第15. 議案第68号

日程第16. 議案第69号

日程第17. 議案第70号

日程第18. 議案第71号

日程第19. 議案第72号

日程第20. 議案第73号

日程第21. 議案第74号

日程第22. 議案第75号

日程第23. 議案第76号

○議長（三重野精二君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第6号平成19年度決

算における健全化判断比率及び資金不足比率についてから、日程第23、議案第76号水槽付消防ポンプ自動車の購入についてまでの19件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告案件1件、認定案件1件、条例案件4件、土地開発公社の定款の変更1件、規約の変更に関する協議7件、補正予算4件、財産の取得1件、合わせて19件でございます。

それでは、提案理由を順次御説明申し上げます。

最初に、報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、赤字再建団体に陥る前に財政悪化を早期に防止するための義務づけがなされました。

この法律の施行につきましては、平成21年4月1日からとなっておりますが、比率の公表につきましては、平成20年4月1日から施行となっていることから、平成19年度決算における数値について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し報告するものでございます。

次に、認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について御説明を申し上げます。

さきに水道事業管理者より由布市水道事業会計決算書が提出され、公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査に付し、7月28日付で監査委員より決算審査意見書の提出がありましたので、公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第60号由布市みらいふるさと基金条例の制定について御説明を申し上げます。

平成20年4月30日の地方税法等の改正により、個人住民税の寄附金税制が拡大され、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを生かすことができる、いわゆるふるさと納税制度の活用が求められております。

由布市におきましても制度の趣旨にかんがみ、由布市の主要施策実現のため、寄附金により貢献したいという方々の受け皿となるための基金条例として、由布市みらいふるさと基金条例を制定したく提案するものでございます。

次に、議案第61号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方議員の位置づけを明確にする地方自治法の改正に伴うもので、関係する3つの条例の改正を行うものであります。内容は、議会議員の報酬の名称が議員報酬とされたことに伴う条例の改正でございます。

次に、議案第62号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、公益法人の制度改革に伴う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されることに伴い、関係する3つの条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第63号由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が平成20年12月18日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号由布市土地開発公社定款の変更について御説明を申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い定款の変更が必要なため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議について御説明を申し上げます。

今回の変更は、地方自治法の改正に伴うもので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

次に、議案第66号から議案第71号までの証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議については、同一内容の変更でございますので、一括して御説明を申し上げます。

規約の変更は、大分市、別府市、中津市、杵築市、九重町、日出町の4市2町と相互に事務委託を行っております「おおいた広域窓口サービス」について、除籍になっている方も規約を締結している自治体で証明書等の交付を受けることができるように、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるとでございます。

次に、議案第72号平成20年度一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ1億6,180万7,000円を追加し、予算総額を

149億483万8,000円にお願いするものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では税源移譲による経過措置としての住民税還付金、公的年金から個人住民税を特別徴収する導入経費、公的年金支払い報告書の電算化に係るシステム改修費用などがございます。

地域振興費では、湯布院地域の電源立地対策交付金事業が確定したことによる事業と防衛交付金の追加に伴う事業を計上しております。

なお、この防衛交付金事業に対する一般財源の割合が高くなっておりますが、防衛交付金の通常分とSACO分で今後の動向を見きわめながら、確定した時点で財源の組み替えを行いたいと考えております。

土木費では、道路維持費の工事請負費を昨年度と同程度の予算額にお願いしております。また、道路改良費で市道小野屋櫟木線につきまして、本年度の工事着工が難しいことから事業費を減額してございまして、事業に伴う財源の道路整備臨時交付金と市債につきましても減額をしております。

消防費につきましては、公務災害補償共済の助成金を受け消防団員のヘルメットと手袋の安全装備品購入費を計上しております。

教育費では、挾間幼稚園・阿南幼稚園の預かり室に、また、挾間小学校・由布院小学校の特別支援室にエアコン設置をお願いするものでございます。

財源となります歳入の主なものは、19年度決算による繰越金と老人保健特別会計からの繰入金でございます。

今回の補正では、繰越金の全額を予算措置しておりませんことから、繰越金の残額につきましては、12月の補正予算の時点で財政調整基金の取り扱いも含めお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第73号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億2,143万円を追加し、予算総額を42億9,193万4,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、平成19年度における国庫支出金並びに療養給付費交付金の精算に伴う返還金及び一般被保険者療養給付費の支出見込み額の増額によるものでございます。

歳入につきましては、繰越金及び前期高齢者交付金の増額と基金繰入金の減額が主なものでございます。

次に、議案第74号平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ7,362万8,000円を追加し、総額予算を5億1,898万6,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、平成19年度精算に伴う医療給付費の国及び県への償還金と一般会計への繰出金でございます。歳入につきましては、繰越金の増額が主なものでございます。

次に、議案第75号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ3,609万6,000円を追加し、予算総額を30億776万4,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、基金積立金の介護給付費準備基金積立金と諸支出金の第1号被保険者保険料還付金及び償還金でございます。歳入につきましては、繰越金の増額が主なものでございます。

次に、議案第76号水槽付消防ポンプ自動車の購入について御説明を申し上げます。

この水槽付消防ポンプ自動車は、湯布院出張所に配備するもので、現在の消防ポンプ自動車は、平成元年12月に購入し、経年経過による車両や積載機材の老朽化のための更新であり、由布市市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長、課長から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程され、提案理由の説明がありました報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について及び認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） それでは、平成19年度由布市健全化判断比率及び資金不足比率の審査をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び22条により審査に付されました。

審査の方法は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を適正に作成しているかどうか。関係書類と調査照合し、関係職員からの説明を聴取して実施いたしました。

その結果は、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。その比率については、実質公債費比率は13.3%、将来負担比率は92.7%となっております。

以上です。

引き続きまして、平成19年度由布市水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

審査の方法は、審査に付されました決算及び附属書類について会計諸帳簿と照合し、関係職員から説明を聴取し、計数の分析を行い審査を行いました。審査の結果は、審査に付された決算及び附属書類は関係法令に準拠して作成されたその計数は正確であり、会計諸帳簿と合致しており、適正と認められました。

平成19年度の業務の状況は、給水状況では年間給水量44万101立方メートルで、前年度と比較して26万6,417立方メートルの増となっておりますが、有収率は80.5%で4.4ポイント減少しています。

次に、ちょっと5ページをお開きください。5ページの経営の状況については、営業収益が4億9,106万6,000円、営業外収益が3,222万4,000円、特別利益が8万4,000円で、総収益は5億2,337万4,000円、そのようになっております。費用につきましては、営業費用が4億955万1,000円、営業外費用が1億371万8,000円、特別損失が358万5,000円で、総費用は5億1,685万4,000円となっております。総収益と総費用の差し引きした当年度の純利益は652万円の黒字となっており、昨年度に比較して361万8,000円のマイナスとなります。

次に、8ページをちょっとお開きください。水道料金の収入の状況ですが、収納率が81.53%で、昨年より0.8ポイント向上しております。不納欠損114名、373万円が計上されております。

以上のことを総括すると、今度11ページになりますが、むすびのほうになります。(2)のところ、経営の状況で、純利益652万円の黒字決算ではあるが給水収益に占める企業債の元利償還金比率が53.6%、きわめて憂慮すべき事態となっていることです。

また、水道料金の過年度未納額が2,949万3,000円になっていることから、水道料金の収入の根幹をなすべきものであるので、受益者負担の公平確保のためにも給水停止の措置も考慮し、未収金の回収に引き続き努力されるよう要望します。

次に、下のほうの(3)ですが、今後の経営についてでございます。平成20年度の決算は、平成19年度の利益剰余金の処分である程度の損失補てんはできますが、営業収益等の減により赤字決算が見込まれます。平成21年度決算より累積欠損金となりかねないため、水道料金の見直しが必要になるかと考えます。しかしながら、市民に多大な負担をかけることなく、なお一層の経費節減と経営改善の積極的に行うことを望みます。

以上で、平成19年度由布市水道事業会計の決算審査報告とさせていただきます。

○議長(三重野精二君) 以上で、健全化判断比率等及び水道事業会計の決算審査の結果報告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、日程第5、報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について詳細説明を求めます。財政課長。

○**財政課長（長谷川澄男君）** 財政課長です。それでは、私のほうから報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御説明をいたします。

先ほど来、説明ございましたけど、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これの第3条第1項及び22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付し、健全化判断比率及び資金比率を報告するものでございます。

ここに判断比率、健全化の判断比率の数字がございますが、①の実質赤字比率、それから②の連結の実質赤字比率、これについては19年度に数字が示されておりましたが、これはどういうことかといいますと、結局赤字がどうなのかということをおっしゃって、赤字でないからこの数字が出てないということでございます。それから、③の実質公債費の比率につきましては、19年度の決算では13.3%でございました。それから4番の将来負担比率につきましては92.7%ということでございます。

それから、次の公営企業に関する資金不足等の比率でございますが、そこに書いてありますように、水道事業会計、それから簡水、公共下水、農集ですね、それから健康温泉館等はいずれも赤字で資金不足を起こしていないということが表示されておられません。

この健全化判断比率と資金不足比率が、じゃ何なのかということで、ちょっと別に資料を差し上げておりますので、それに基づきまして概略を御説明させていただきます。

まず、この比率の公表ということで、法律が制定されて公表しなければならないということにされた背景につきましては、一番大もとは北海道の夕張市だろうと思います。ああいうことで財政が破綻したということで、現在のその法律が赤字に陥ってから再建するだけというようなことしかされておらず、早期に赤字にならないように防止するとか、健全化する是正機能がなないということから、この法律を見直しされたということで、ある程度の財政の指標が悪化した場合には健全化の——健全化あるいは財政の再生ということで、これをしなければならないということで、平成19年の6月22日に法律が公布されております。

先ほども市長のほうから説明ありましたが、本来この法律は21年の4月から施行となっておりますけど、判断比率、健全化の判断比率と資金不足の比率につきましては、これの公表については19年度の決算から行いなさいということで、公表するというふうになっております。

2番目の四角で囲んであるところですが、健全化判断比率とは、じゃどういうものかと言いますと、4つの比率がございます。実質赤字比率、それから連結の実質赤字比率、それから実質公債費の比率、それから将来負担比率というふうになっております。

じゃ、実質の赤字比率とは何ぞやということですが、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すということで、赤字がどうなのかということをおぼわす率となっております。

それから、連結の実質赤字比率というのは、由布市の場合も特別会計等いろいろございますが、すべての会計の赤字や黒字を合算して、由布市として、全体として赤字の程度はどうなんですかというのを指標化して示すということで、その団体の運営の深刻度を示すということから連結の赤字比率を出すようになっております。

それから、3番目の実質公債費比率、これは主に借入金の返済ですね。これがどれぐらいあるのかという、その大きさを指標化して、資金繰りがどうなのかという危険度を示すようなための比率となっております。

それから、将来負担比率、これにつきましては借入金ですね、地方債の借入金や今後由布市が将来支払っていかねばならない可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標して、将来財政を圧迫する可能性がどうなのかというのを同じく指標化するというような4つの判断比率を出すようにされております。

これにつきましては、一番下にちょっとゴシック体で黒で書いてありますが、通常由布市等は決算の認定につきましては、9月議会等で一般的には議案のほうを提出するわけなんですけど、大きな市等におきましては12月等の議会に認定議案という市もあろうかと思っております。いずれにしても、9月、12月議会というように提案されてる場合につきましては、9月中に議会で報告するというようにされております。

ちなみに、きょうは何か合同のほうで県の状況も載ってたようにありますが、ちょっとじゃ次をめくっていただきたいと思っております。2ページ目でございますが、資金不足比率というのは何かといいますと、公営企業に関する資金不足を言っております。企業の事業規模である収入、料金の収入規模と比較して指標化して経営状況の深刻度を示すというふうになっております。

健全化判断比率、それから資金不足比率の公表につきましては、監査委員の審査に付した上で議会に報告をして公表しなければならないと、これに基づいてまた県のほうに報告というふうになっております。

その次の文は、健全化の計画、それから財政の再生計画、それから経営健全化計画ということで、計画のことを書いてありますが、これは先ほどお話ししたように、健全化判断比率4つの比率がございましたが、この4つの比率のいずれかの比率が早期健全化基準以上になった場合には計画を策定しなければならないというふうになっております。

それから、将来負担比率を除いた3つの比率、これを再生判断比率と言いますが、これにつきましてもいずれかが基準を超えておる場合は再生の計画を策定しなければならないということに

なっております。これについては当然議会の議決が必要というふうになります。

それから、公営企業におけます資金不足につきましては、健全化基準が、経営の健全化基準が20%になっておりますが、これを上回った場合は健全化の計画も策定しなければならないというふうになっております。

先ほどお話ししましたように、今回初めての比率の報告でございますが、由布市におきましては、先ほどの健全化判断比率の4つの比率及び公営企業にかかわりますところの資金不足比率につきましては、いずれも赤字でないというような結果となっております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（三重野精二君） ここで休憩いたします。再開は13時とします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第6、認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（目野直文君） 水道課長の目野であります。よろしくお願いたします。

認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、地方公営企業法第30条の規定に基づき、平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めますということであります。

8ページをお願いいたします。由布市の水道事業の報告ということでございますが、概況といたしまして、給水の状況でございますが、由布市の給水区域内人口は2万4,961人ということでございます。現在の給水人口につきましては2万3,620人で、前年度対比で0.4%の微増ということでございます。

年間配水量にいたしましては440万101立米でございまして——あります。有収水量といたしましては354万999トンでございまして、有収率といたしましては80.5ということでございます。4.4%の減ということでございますが、漏水が発見できなかったのがありまして、率といたしまして下がった次第でございます。

工事の状況でございますが、9ページのほうに、次のページのほうに詳細を掲載しておりますので、後で見ていただければ幸いです。

財政の8ページに戻りますが、財政の状況でございますが、収益的収支でございますが、事業収益では5億2,337万4,375円、事業費用は5億1,685万4,826円でございます、これは税抜きでございます。651万9,549円の今年度にとありまして、純利益となりまし

たということでございます。

資本的収支では、一般会計からの消火栓及び南部谷地区の企業債償還元金分の補助金で、収入といたしまして1,778万4,300円でございます、支出では2億2,919万8,516円となりました。これは税込みでございます。

支出額から収入額を引きました不足額の2億1,141万4,216円の補てん財源でございますが、減債積立金より3,000万円、建設改良積立金より6,300万円、過年度損益勘定留保資金より1億1,521万998円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額より320万3,218円で補てんしましたということでございます。

9ページでございますが、先ほど言いましたように建設改良の工事明細を掲げております。

10ページでございますが、各業務量を上げております。

11ページをお願いいたします。11ページの収益的収入でございますが、水道事業の収益的収入でございますが、5億2,337万4,375円で、そのうちの1項の営業収益でございますが、これは営業の給水及び給水料金及び加入金等でございます、4億9,106万6,573円でございます。

12ページの営業外収益でございますが、これにつきましては受取利息及び他会計よりの補助金ということございまして、3,222万4,302円ということでございます。

13ページでございますが、特別利益といたしまして過年度損益修正益で、これは消費税による還付金でございますが、8万3,500円ということでございます。

14ページでございますが、収益的支出で、水道事業費用の収益的総支出では5億1,685万4,826円でございます。営業費用が4億955万1,583円で、1目の原水及び浄水費、これは原水から浄水をするまでに要する費用でございますが、1億1,484万3,104円ということでございます。

4節の賃金でございますが、挾間の浄水場の管理人の3名分ということでございます。14節の委託料でございますが、挾間浄水場のほうで、浄水場で発生する汚泥処理関係にかなりの費用がかかっているということでございます。

15ページでございますが、17節の修繕費でございますが、816万1,015円ということでございます。これは浄水場及び取水場内の修繕に関する費用でございます。19節の動力費でございますが、これは取水場から浄水場までに上げるポンプ代及び――でございます。薬品費でございますが、これは塩素消毒等をするのと汚泥に関する薬品の代金でございます。

2目の配水費及び給水費の5,111万5,007円は、これは今度配水地より各家庭までの給水までに要する費用ございまして、この賃金は湯布院のほうで配管等を管理しております1名分でございます。

17ページでございますが、14節の委託料でございますが、検針業務委託料及び挾間の配水地及び浄水場取水等の点検委託料等でございます。17節の修繕費、これは給配水管の修繕費でございます。19節の動力費、これは各配水地より、また配水地までに次の配水地等までに要する動力、電話、電気代ということでございます。

18ページの受託工事費でございますが、今回もありませんでした。

4目の総係費でございますが、これは庶務関係に要する費用と職員人件費が主なものでございまして、9,186万6,163円ということでございます。

21ページでございますが、5目の減価償却費でございますが、有形固定資産と無形固定資産とあります。有形固定資産と無形固定資産、計で1億4,367万9,135円ということでございます。資産減耗費の固定資産除却費でございますが、804万8,174円を今年度除却するということでございます。

22ページでございますが、営業外費用で1億371万8,022円ということでございます。主なものが企業債利息ということでございます。

3目の特別損失で358万5,221円でございますが、23ページで水道料金の14年度分の不納欠損分といたしまして144名の1,064件分と水道料金還付金ということでございます。

24ページの資本的収入でございますが、資本的収入1,778万4,300円で、消火栓建設受託金といたしまして55万2,300円、他会計補助金より1,723万2,000円ということでございます。

それに伴います支出といたしまして25ページをお願いいたします。支出で2億2,599万5,298円ということでございまして、建設改良費で7,572万46円ということでございます。これは職員1名分と請負工事の5,725万円が主なものでございまして、この請負工事費の詳細につきましては9ページでございます。

27ページで、2目の量水器新設費といたしまして203万7,170円、これはメーター器蔵出し分でございます。2項の企業債償還金でございますが、1億5,027万5,252円ということでございます。

28ページでは固定資産の明細書ということで上げておりますが、年度末の償却未済高が61億4,419万7,606円になるということでございます。

29ページから31ページまでが企業債に関する明細を上げております。

31ページで償還残高が27億6,154万9,556円が残っているということでございます。

3ページをお願いいたします。3ページでは、損益計算書を上げておりますが、損益計算で当年度が欠損になるか純利益になるかということでございまして、営業収益から営業費用を引いた

ときに8,151万4,990円と、営業外収益から営業外費用を引いたときに2万1,270円で、特別利益では350万1,721円のマイナスということでございます。全体で今年度の当年度純利益といたしまして651万9,549円ということでございまして、ここで前年度の繰越利益剰余金が6,362万5,456円で、当年度未処分利益剰余金といたしまして7,014万5,005円ということでございます。当年度純利益が今年度におきましては純利益ということになっておりますが、20年度につきまして挾間地域で一番使っているところがボーリングをして地下水利用を始めております。それと工場移転がありまして、それが4,500万円から5,000万円の20年度からマイナスになるだろうという見込みを立てております。それでここが欠損、損となる予想がつかますので、20年度にいたしましては当年度の未処分利益剰余金から補てんをされるんですが、21年度以降につきましては、かなりの使用の見直し等を図っていかないとできないということでございます。

4ページが貸借対照表でございますが、資産の部で有形固定資産で61億4,419万7,606円、無形固定資産707万円で、固定資産の合計が61億5,126万7,606円ということでございます。流動資産で現金預金が8億2,704万3,919円、未収金で1億9,087万3,343円、この中には2月、3月分の水道料金が4月以降に入りますのでそのまま含まれておりますので大きくなっております。流動資産合計が9億4,739万8,509円ということで、資産合計が70億9,866万6,115円ということでございます。

負債の部では、流動負債として未払い金976万7,290円、これ3月31日までになかった分でございます。現在ではもう全部完納なっております。流動負債合計といたしまして1,026万8,900円、負債合計といたしまして1,026万8,990円と。資本の部で資本金で企業債が27億6,154万9,556円で資本金合計といたしまして39億9,959万5,451円ということでございます。

剰余金でございますが、資本剰余金といたしまして国庫及び県補助金、他会計補助金、工事負担金、その他資本剰余金、受贈財産評価ということで計が28億9,365万6,669円ということでございます。

利益剰余金といたしまして、減債積立金が6,500万円、建設改良積立金が6,000万円、当年度未処分利益剰余金が714万5,005円ということでございます。利益剰余金合計が1億9,514万5,005円ということでございます。剰余金の合計が30億8,880万1,674円、資本合計が70億8,839万7,125円で、負債と資本の合計が70億9,866万6,115円で資産の合計と合致しておりますよということでございます。

6ページでございますが、剰余金計算を6ページ、7ページに上げております。

7ページでございますが、剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金が

7,014万5,005円でございます、600万円、これは法定で20分の1以上の利益があったときには減債積立に積み立てるということで今年度600万円を上げております。翌年度繰越利益剰余金といたしまして6,414万5,005円ということでございます。

1ページでございますが、決算報告書といたしまして収益的収入及び支出でございますが、これは消費税込みの金額を上げております。水道事業収益といたしまして5億4,789万1,139円ということでございます。支出の総費用といたしまして5億2,440万9,678円ということでございます。

2ページをお願いいたします。2ページでは、資本的収入及び支出でございます、収入で1億7,078万4,300円ということでございます。支出合計が2億2,919万8,516円ということでございまして、その2億2,919万8,516円から1億7,078万4,300円を引いた不足額といたしまして2億1,141万4,216円の補てん財源といたしましては先ほど申したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第60号由布市みらいふるさと基金条例の制定について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。議案第60号由布市みらいふるさと基金条例の制定について詳細説明をいたします。

由布市に対して貢献または応援したい方々からの寄附金を活用し、将来のふるさと由布市を守り、育て、元気づける施策を推進する基金を設置したいものでございます。

裏面をごらんください。

まず、第1条では条例の目的を規定しております。次に、寄附金を適正に管理するため、第2条に基金の設置を規定しております。第3条では基金に積み立てる額を寄附金の額とすることを規定しております。第4条には収益処理について、第5条には寄附者があらかじめ用途を指定できる旨を規定しております。第6条では基金の管理、第7条には基金の処分を。そして第8条には寄附金の状況を初め、この条例の運用状況について報告並びに公表しなければならないことを規定しております。最後に、第9条に規則への委任を規定しております。

附則といたしまして、条例の施行は公布の日からといたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第61号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。議案第61号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について詳細説明を申し上げます。

この法改正の趣旨としまして、議員活動と議員報酬の2点に關しまして地方議員の位置づけを明確にしたものでございます。具体的には非常勤職員と同じ条項に規定されておりました議員報酬について、独立した規定を設け議員報酬としたところでございます。

改正する条例につきましては3本ございまして、1つは、由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、2つ目が由布市特別職報酬等審議会条例、3本目が由布市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。

1点目の由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び由布市特別職報酬等審議会条例につきましては、条文中の「報酬」とございましてを「議員報酬」に改めるものでございます。

由布市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正につきましては、地方自治法203条に新たに203条の2を設け、議員報酬を独立させた規定をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第62号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、議案第62号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について詳細説明を申し上げます。

新公益法人制度は本年12月1日より施行をすることになっておりますが、これに伴いまして民法が改正をされました。現行法の民法第34条の規定により設立されました法人に係る法的根拠がなくなることということになりますので、そのためにこれらの規定を引用する条文、条例等について規定の整備を行う必要が生じたためでございます。

本市におきましては、改正する条例は3本ございまして、1つは、由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例でございまして、条文中、民法第34条に規定をする「財団法人」を呼び名が変わりまして「公益財団法人」に改めるものでございます。

さらに「寄附行為」となっておりましたのが定款ということにかわりましたので、従来あったものを削除するものでございます。「寄附行為」を削除するものでございます。

次に、公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び由布市職員定数条例につきましては、題名及び条文中にあります「公益法人等」を「公益的法人」という名称に改正をするものでございます。

この条例改正の施行につきましては、法律は12月1日施行でございますから、本条例も

1 2月1日からの施行ということになります。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第63号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第63号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年8月19日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、オウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律の施行に伴い、条例の改正を行うものでございます。

次ページをごらんください。使用料及び手数料条例の第6条には、使用料及び手数料の減免がうたっておりますが、その2項の中に別表第8に掲げる事項に該当するものに対して戸籍事項の証明をするときは手数料を徴収しないと定められております。したがって、この条例の25項にオウム真理教犯罪被害者を救済するための給付金の支給に関する法律、これに基づいて請求されるものについては、従来のものに引き続きまして使用料を徴収しないということを追加するものでございます。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第11、議案第64号由布市土地開発公社定款の変更について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。議案第64号由布市土地開発公社定款の変更について詳細説明をいたします。

従来、法人に関しては民法に規定をされておりましたが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が定められたことにより、民法から削除されることとなります。このことから一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、公有地の拡大の推進に関する法律において監事の職務が規定をされました。整備法の施行に対処するため今回公社定款第7条第4項中「民法59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項」に変更したいものでございます。なお、施行期日につきましては、県知事の認可後整備法の施行の日から施行することとなります。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第12、議案第65号大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第65号大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、大分県交通災害共済組合の規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い規約の変更が必要なためでございます。

次ページをごらんください。地方自治法第286条第1項には、一部事務組合のことを定めております。これは一部事務組合、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならないということになっております。

新旧対照表の第9条の中に、5項に「組合に会計管理者を置き、組合長が職員のうちからこれを任命する」ということを新たに追加をいたしております。したがって、次の6項、7項については順次繰り下がっております。

それから、次の第12条では、第2項に「組合の議員には議員報酬を支給しない」ということを定めております。これは先ほど説明ありました地方自治法の一部の改正が行われ、議員の報酬に関する規定の整備がなされたことに伴うものであります。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第66号大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてから、日程第18、議案第71号中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてまでの6件については関連がありますので一括して詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第66号は大分市、議案第67号は別府市、それから68号は杵築市、69号は九重町、70号は日出町、71号は中津という、契約の相手方が違うのみで、中の内容は同じでございますので、一括して説明をさせていただきます。

地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、大分市と由布市との証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約を変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

提案理由といたしましては、おおいた広域窓口サービスの利便性の向上を図るためでございます。

次ページをごらんください。今回の改正の主なものを申し上げますと、これまで互いに委託して交付をできるものにつきましては住民票の写しについては本人、または本人と同一世帯の人、身分証明書については本人のみ、印鑑証明書については本人のみ、戸籍謄抄本、戸籍の附票については本人と本人と同一世帯の者となっておりますが、この当該者の戸籍から除かれた者も加

えて新たにこの事務を委託をするものについて交付を受ける幅を広げようというもので、戸籍の除かれた者についても戸籍の謄抄本が他の窓口、市町村の窓口で請求ができるということで、この部分を加えたものでございます。

それから、新旧対照表の現行のウの欄をごらんください。戸籍法第10条第1項に規定する戸籍の謄本もしくは抄本または同法第117条の4第1項に規定する戸籍に記載されている事項の全部もしくは一部を証明する書類ということで、第17条の4につきましては、戸籍法の改正によりまして内容は変わっておりませんが、その部分が120条と変更になったために、この部分を120条第1項と変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、私のほうから議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

今回の一般会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,180万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ149億483万8,000円と定めるものでございます。第2条は地方債の補正ということでございます。

それでは詳細の説明を。まず、5ページをお開き願いたいと思います。第2表の地方債の補正ということで、今回変更ということで道路整備事業債、それから消防施設整備の事業債の変更をお願いしております。上段の道路整備事業債につきましては、現在3億1,480万円の限度額となっておりますが、これを3,360万円減額いたしまして、2億8,120万円と限度額するものでございます。

内容につきましては、地方債、後ほど11ページでも出てきますので御説明をいたしますが、小野屋櫟木線ということで、これが過疎対策事業でございますが、この分が本年度ちょっと工事の着工をおくらせるということで事業費を減額しておりますので、これにかかわるところの地方債の減額となっております。

それから、消防施設の整備事業債につきましては、水槽付の消防ポンプ自動車を購入、これが当初限度額ということで4,270万円でございますが、240万円減額をいたしまして4,030万円とするものでございます。起債の内容は合併特例債ということでございまして、減額の理由につきましては、入札によりますところの減額となっております。

それでは、まず歳出のほうから事項別の明細につきまして御説明をさせていただきます。

8ページをお開き願いたいと思います。8ページの13款分担金及び負担金ということでございますが、これにつきましては分担金で農林業、水産業の分担金ということで、災害、耕地の災

害復旧、それから原材料費等の過年度分の分担金ということで、この分を新たにお願いしてますのと、あと土木費の分担金ということで、市営の急傾斜地の対策事業分担金というのが上がっております。従来、急傾斜地につきましては県が事業実施しまして、市等が負担金、それから受益者も負担金を納めていただくような形になってたんですが、今回は市のほうが事業実施を行うということで、県のほうから負担金をもらう、補助金をもらうような形になっております。これも後ほど出てきますので御説明をさせていただきます。

それから、14款の使用料及び手数料の中で1項の使用料でございますが、そこに教育使用料ということで、交流体験施設42万3,000円の増額となっておりますが、これは庄内のゆうゆう館、こちらの施設を県のライフル協会が国体の関係で27日間、10人でございますけれど、こちらの施設を使用するということで使用料がこれだけ見込まれるということで補正をお願いしております。

それから、15款の国庫支出金でございますが、この中で特定防衛施設周辺整備事業の補助金ということで、今回が金額で2,600万1,000円ということで増額をしております。これも通常分とSACO分がございまして、今回は通常分につきましては1次分として通知がありました分の金額とSACO分の同じく1次交付しますよという分のやつの両方を合算したところで2,600万1,000円を増額というような形に歳入をしております。これはまた歳出のほうでどういう事業に充てているのか御説明をさせていただきます。

次に、9ページをお願いします。9ページの国庫支出金のところで、一番上に合併対策の事業費の補助金、これがございますが、これは国の合併対象となっております補助金が内示があったということで、この分の調整をいたしております。

それから、あとはその5目に土木費の国庫補助金ということで道路整備費臨時交付金4,000万円減額というふうになっておりますが、これが先ほどお話しました小野屋櫟木線の分の事業費が減になりますところの補助金の減でございます。

それから、16款の県支出金につきましては、1目の総務費の県補助金、これにも合併対策ということで県の場合交付金という名称でございますが、これも同じく先ほどの国庫と同じように内示によるところの調整ということでございます。

それから、総務費の県補助金の中で電源立地対策の交付金が450万円増額といふうになっております。これ湯布院地域の電源立地対策の事業が決まったということで、内容とすれば湯布院中学校の周辺の通学路の舗装の補修工事を行うということを知っております。

それから、あとは民生費の補助金、2目ですかね。民生費の補助金で自立支援の特別対策事業の補助金が474万5,000円ということで増額になっておりますが、これも障害者自立支援法の見直しによりますところの分で増となっております。

それから、4目の農林水産業の県補助金の中で林業費の補助金の中の県の有害鳥獣の被害防止ということで、これは電気柵と金網柵、この分の防止対策に対する補助事業が63万3,000円増額ということになっております。

それから、10ページの財産収入でございますが、この中で不動産売り払い収入の中の立ち木の売り払い収入126万2,000円増額となっておりますが、これは流域保全整備事業という事業で間伐材を売却するということでございます。この分の売却の金額が126万2,000円入ってまいります。これにつきましては、今度また分収率が2分の1ということでございますので、地元の庄内の渕7区に半額地元のほうに交付するようになっております。

繰越金につきましては、20款の繰越金でございますが、今回一般会計で申しますと収入から歳入総額から歳出総額を引いた形式収支ですね。それから翌年度の繰り越しを除いた実質収支が5億3,000万円程度一応見込まれております。当初に1億5,000万円予算計上しておりましたので、それにかつ今回は補正をする金額の分が1億8,285万1,000円ということで繰越金で対応しております。今の段階では予算計上されてないのが約2億円程度あるような形になっております。

それから、11ページでございますが、21款の諸収入につきましては、高速道路の支弁金ということで、これは金額の確定によるということで増額の補正をお願いしております。

それから、あと雑入でございますが、この中で契約管理課の雑入132万6,000円につきましては、公用車の廃車ということで、その共済金の分と森林保険の精算金、この分で132万6,000円の増となっております。

それから、大きなもので申しますと、防災安全課の雑入の222万8,000円の増額につきましては、公務災害補償の共済から消防団の安全装備の備品の助成金ということでこの分が入ってくるようになっております。

それから、最後の市債につきましては、先ほどお話ししたように、過疎債で小野屋櫟木線が3,360万円の減額、それから消防の自動車の分が240万円の減となっております。

次に、歳出でございますが、総務費の中の1目の一般管理費につきましては、社会保険料と臨時職員ということで金額が上がっておりますが、これは電話交換手をお願いしたいということで、その分の3名分でございます。

それから、あとは4款の会計管理費について言えば、農協、JAの農協が大分県農協とかかわったことによりまして債権者の口座を修正する必要があるということで、この分の補正をお願いしております。

それから財産管理費、5目の財産管理費につきましては、これ建築物の定期検査業務ということで179万4,000円上げております。これは3年に1度、市の市有施設を3年に1度県の

土木事務所へ定期報告が義務づけられております。今回は庄内の施設が1つ、それから湯布院が2、4、5、5施設ですかね。全部で6施設定期報告をしなければならないということで、その分の補正でございます。

それから、18節の備品につきましては250万円、これは機械器具購入ということでございますが、公用車、エコカーの購入をお願いしたいということで、1台分お願いをしております。

それから、19節につきましては、先ほど収入でお話しましたように2分の1、分収率の2分の1を地元交付ということで63万2,000円となっております。

企画費の6目につきましては、先ほど総合政策課長からも話ありましたけど、みらいふるさと基金ということで、これにかかわりますところの特別旅費、それから納付書やPR用のチラシ等が旅費と需用費になっております。それから委託料については、コミュニティバスにベンチを30カ所設置したいということでございます。

次の13ページでございますが、地域振興費、9目の地域振興費、この中で設計の管理費350万円、これは塚原の集会所と先ほどの電源立地の分の中学校周辺の通学路、これの分にかかわる分の設計管理費が組まれております。

それから、次の測量設計の36万8,000円と不動産鑑定の22万2,000円につきましては、南由布の駅前の用地を正式に鑑定をしたいということで、その分の費用でございます。

それから、15節につきましては5,150万円となっておりますが、これは先ほどの塚原の集会所と中学校の通学路の分の合算された額でございます。

それから、18の備品購入費の機械器具1,500万円、これにつきましては湯布院のバスですね、マイクロバスがもうかなり老朽化しているということで、平成元年に購入してございまして、走行距離も約28万キロ以上走っております。そういうような関係で新たに購入したいということで、その分をお願いしております。

それから、2款2項の徴税费の中で23節の還付金4,100万円、これ増ということになっております。これ先ほど説明ございましたけど、税源移譲に伴います経過措置ということで、所得税の税率の変更によります軽減の影響を受けなくて、住民税率の変更による税負担の増加の影響を受けたという方については、還付申請をすれば税金が返るということで、これの分が4,100万円となっております。

それから、委託料の1,800万円につきましては、住民税の公的年金の特別徴収、それから公的年金の支払い報告書、これにかかわる分のシステムの改修ということで1,800万円ということになっております。

次の14ページの障がい者福祉費につきましては、主に障がい者の自立支援の特別対策による事業の見直しという分で597万8,000円の増というふうな形になっております。

あとは15ページをお願いします。15ページは4目の保育料で修繕料が46万8,000円の増となっておりますが、これは西庄内保育所の遊具ですね、これの張りかえというものを修繕したいということで、すべり台等の張りかえをお願いしたいということでございます。

それから、4款の衛生費の保健衛生総務費の中で備品購入の42万円の機械器具でございますが、これはAEDですかね、心臓の何ですか、電気ショックを与えて戻すという、この分を貸し出し用ということで2台、挟間と庄内の地域振興課に置いて――湯布院ですね、失礼しました。挟間と湯布院に、地域振興課に置いて、貸し出し用に2台購入するということです。それから、予防費につきましては、新型インフルエンザ対策用の用品を買うということでございます。

あとは、16ページが農業費になっておりますが、その中で農地費、5目の農地費については、修繕料につきましては、来鉢の農村公園の同じく遊具の修繕。それから、農地・水環境保全対策の負担金が642万1,000円増額になっておりますが、これは新規の地区の追加というふう聞いております。

それから、一番下の林業振興費は、先ほどお話しましたイノシシの被害の防止対策事業ということで、126万7,000円の増額となっております。電気柵の設置につきましては、挟間の鬼崎ですか、それから金網柵につきましては、庄内の阿蘇野の伊小野というふう聞いております。

それから、17ページをお願いします。土木費の委託料の中で測量設計の100万3,000円、それから工事請負の497万円、この分がいわゆる市営の急傾斜地の事業でございます。600万円ですかね、600万円の事業で行うということでございます。

それから、道路維持費につきましては修繕料、それから工事請負費も昨年並みということで、新たに修繕300万円、工事請負で3,000万円、それぞれ3地域分ということで増額をお願いしております。

それから、道路の新設改良につきましては、減額6,675万9,000円の減額となっております。これは先ほど来お話しております小野屋樑木線の分と時松中央線では若干予算の入れ替えをしております、測量設計の委託と公有財産を、これめどがついたということで、この分を減額しまして、工事請負費のほうへ持って行っております。そのような関係で金額的には若干減額となっております。

それから、都市計画の総務費につきましては、特別旅費ということで、これ今後国、東京、あるいは九州地方整備局の福岡等の協議で特別旅費が必要ということでございます。

それから、18節の備品購入につきましては、都市計画のGISのソフトの購入ということで、この分が77万2,000円となっております。

それから、19ページをお願いします。19ページにつきましては、都市景観の対策費という

ことで、謝金につきましては景観アドバイザーの謝金でございます。

それから、住宅費につきましては、修繕料で103万2,000円の増ということになっておりますが、湯布院の岳本の上団地、下団地の分の修繕を行いたいということでございます。

それから、消防費につきましては修繕料ということで、湯布院の出張所、それから挾間の本署の分でシャッター、車庫のシャッター等の修繕等が含まれております。それから敷地料の15万円につきましては、庄内出張所の今職員が駐車しておりますが、この駐車場の敷地料ということでございます。

それから、非常備消防のところで庁舎用の器具ということで減額になっておりますが、これは先ほど来から——増額となっておりますが、これは先ほどお話しましたように消防団員の安全装備品、手袋とヘルメットでございますが、これを購入するというところで292万6,000円の増でございます。

もう一つの消防施設費の備品の減額につきましては、消防自動車、水槽付の消防自動車の入札の減によりますところの補正の減額でございます。

それから、20ページの教育費でございますが、これにつきましては委託料のところ廃棄物の処理業務ということで、庄内の庄和寮等のタンクに廃油が残ってるということで、この辺の処理をしたいということでございます。

あと工事請負費の分につきましては、小学校と中学校に——小学校と幼稚園ですね、これにエアコンの設置ということでございます。

あと21ページをお願いします。21ページの中学校費の中の1目の学校管理費、この中で設計管理と工事請負費につきましては、庄内中学校の相撲場の改修工事を行うということでございます。

それから、幼稚園費につきましては臨時職員の賃金が375万3,000円増額となっておりますが、これも9月から石城と谷と塚原幼稚園に嘱託の職員をそれぞれ1名、計3名ということで、その分が増となっております。

それから、あとは22ページのほうでございますが、公民館費の修繕料につきましては未来館のトレーニングの機器がちょっと修繕ということで——トレーニングの機器ほかですね、修繕をお願いしたいということでございます。

それから、5目の文化施設費の委託料の中で宿直の管理費等で16万2,000円となっておりますが、これは先ほど来のゆうゆう館でライフル協会が27日間施設を使用しますので、これの宿直の管理ということで、この分を予算をお願いしております。

あと、保健体育費では大会出場補助金ということで、小学生等の柔道から軟式野球の分の補助ということになっております。

それから、23ページでございますが、備品購入費ということで144万8,000円、これは人工芝用のサッカーゴールということになっております。

一般会計の補正の詳細につきましては、以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第73号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 保険課長です。それでは、議案第73号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を説明いたします。

通しの番号の5ページをお願いしたいと思います。歳入の6款療養給付費交付金1目の療養給付費交付金は、退職者の医療に関する交付金の増額で132万円でございます。

それから、7款の1目前期高齢者交付金、これも前期高齢者分で1億889万7,000円の増額でございます。

それから、13款繰入金2目の基金繰入金でございますが、基金繰入金を2億1,300万円の減額でございます。

それから、14款繰越金1目の療養給付費交付金繰越金とその他繰越金で2億2,421万3,000円の増額でございます。

それから、6ページをお願いします。歳出の2款の保険給付費でございます。一般被保険者療養給付費、退職被保険者療養費合わせて8,682万円の増額でお願いしております。

それから、5項の葬祭諸費、1目の葬祭費は123万円の葬祭負担金の増額をしております。

それから、6款介護納付金、1目の介護納付金でございますが59万2,000円の増額でございます。

それから、8款の保健事業費、2目の疾病予防費、備品購入費として機械器具で25万円のパソコンの購入をお願いしております。

それから、11款諸支出金、償還金、23節の過年度精算国庫返納金として847万2,000円の増額をしております。予備費といたしまして2,406万6,000円の補正でございます。

最初のページに振り返りまして今回歳入歳出それぞれ1億2,143万円を追加し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ42億9,193万4,000円と定めるものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第74号平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。健康増進課長。——保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 議案第74号平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をいたします。

通しの5ページをお願いいたします。5款繰越金1目の繰越金でございますが、

7,016万9,000円の増額。6款諸収入3目雑入で過年度収入、支払い基金交付金からの追加交付として345万9,000円の増額でございます。

続いて6ページをお願いしたいと思います。歳出で2款諸支出金2目の償還金でございますが、国、県への償還金として5,321万8,000円の増額でございます。2款諸支出金、1目の一般会計繰出金として2,041万2,000円の増額。予備費といたしまして2,000円の減額でございます。

表を、最初のページをお願いしたいと思います。歳入歳出それぞれ7,362万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,898万6,000円と定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第22、議案第75号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長です。議案第75号をお願いいたします。介護保険特別会計の補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,609万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億776万4,000円をお願いをするものでございます。

5ページをお願いいたします。1款の保険料で25万8,000円をお願いをしております。これは歳出の7款に対応するものでございます。歳出のほうで御説明申し上げます。

4款の支払い基金交付金マイナスの572万円を減額してございますが、これは本来の交付金でございまして、歳出のほうで予算で計上するべきものでございますが、法に基づきまして現年度の介護給付費から差し引くという制度がございます。それで現年度の介護給付費の交付金を減額を572万円させていただいております、8億7,465万4,000円とするものでございます。

8款の繰越金でございますが、4,155万9,000円前年度より繰越金のものでございます。

次のページをお願いいたします。6ページでございます。歳出につきまして2款の保険給付費1目の介護保険サービスの分でございますが、これにつきましては572万円の財源変更をしております。

4款の基金積立金でございますが、昨年の繰越金から1,084万8,000円を積立金にしてございます。この積立金をいたしますと現在残高は9,627万7,418円になります。

7款の諸支出金でございますが25万8,000円、これは年金から差し引かれます保険料を還付するものでございまして、歳入のほうで25万8,000円を増額をさせていただいております。

償還金でございますが、2,047万3,000円を返還をしなければなりません。その内訳として、国庫補助金と県費でございますが、国の介護保険給付費の返還で1,415万9,917円、それと県のほうの交付金の返還金で631万2,228円、合計で2,047万3,000円を返還をするものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第23、議案第76号水槽付消防ポンプ自動車の購入について詳細説明を求めます。消防長職務代理者。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 消防長職務代理者でございます。議案第76号水槽付消防ポンプ自動車の購入について詳細説明を申し上げます。

この水槽付消防ポンプ自動車は湯布院出張所に配備するもので、現在の湯布院出張所の水槽付消防ポンプ自動車は平成元年12月に納入し19年が経過しております。その間、消火活動や救助活動に出動しており、経年経過による車両の腐食、エンジンの衰え、資機材の老朽化による更新でございます。納入期限につきましては、平成20年の12月22日となっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（三重野精二君） これで本日の日程はすべて終了しました。

次回の本会議は、明後日8月21日午前10時から一般質問を行います。

なお、8月22日、25日の議案質疑における発言通告書の提出締め切りは、明後日21日の正午までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

午後2時14分散会
